

グラス・スティーガル法以前の 銀行の証券取引に関する法制度

高 月 昭 年

要 旨

米国では、1999年11月12日、通称グラム・リーチ・ブライーリィ法が成立、これによってグラス・スティーガル法が一部改正され、銀行と証券の相互参入が実現した。しかし、「銀行、証券会社、その他金融サービス供給者の関連会社化のため賢明な枠組みを設定することによって金融サービス産業の競争を強化すること、およびその他目的のための法律」という、この法律の正式名称が示唆するように、改正法の目指す枠組みは、持株会社の下での相互参入であり、銀行本体による証券業務の自由化ではない。この点で、ヨーロッパ型のユニバーサル・バンキングとは一線を画すものである。ところで、銀行本体による証券業務を規制する、法的な根拠は何であろうか。まず念頭に浮かぶものは、グラス・スティーガル法16条である。

しかし、それでは、グラス・スティーガル法制定以前においては、銀行の証券業務は自由だったのであるか。否である。その根拠は、1864年の国法銀行法と判例理論である。国法銀行法には、銀行の証券業務に言及する規定はなかった。法律の沈黙であるが、この沈黙の意味を巡り、銀行の証券業務は原則的に認められていないとの、判例理論が蓄積されていった。例外は、国債や地方債など負債性証券の売買である。これらは、国法銀行法が認める「その他債務を証明するもの」の割引や譲渡に該当するものと解釈された。国法銀行法以降、銀行の証券業務に関する重要な立法としては、1927年のマクファーディン法、1933年のグラス・スティーガル法、1935年銀行法、1999年のグラム・リーチ・ブライーリィ法があるが、国法銀行法下で形成された枠組みは、今日に至るまで基本的に維持されている。この判例理論を踏まえることなく、グラス・スティーガル法を議論することはできない。

目次

- I. 1864年国法銀行法における国法銀行の権能と業務範囲
 1. 国法銀行の創設
 2. 国法銀行の権能
 3. 国法銀行の業務範囲
 4. 国法銀行法下における証券取引
- II. 国法銀行法下における銀行の証券取引に関する判例理論
 1. 国法銀行による株式の取得
 2. 国法銀行による国債の取得

3. 国法銀行による債券売買
4. 国法銀行による売り・買戻し特約付き債券売買
5. 国法銀行による証券ブローカー・エージェント業務
6. エストoppel
7. 買戻特約付き債券購入
8. 銀行と証券関連会社の関係
- III. 結語

I. 1864年国法銀行法における 国法銀行の権能と業務範囲

1. 国法銀行の創設

今日的な意味での国法銀行の誕生は、1863年にまでさかのぼる。1863年2月25日、連邦議会は「合衆国株式によって担保された通貨の供給と、その流通ならびに償還に関する法律」¹⁾を、さらに、翌1864年6月3日、「合衆国債券によって担保された通貨の供給と、その流通ならびに償還に関する法律」²⁾を制定した。これらの法律は今日それぞれ、「1863年国法銀行法」、「1864年国法銀行法」と呼ばれているが、「国法銀行法 (The National Bank Act)」の名称は、1874年6月20日に制定された「国法銀行通貨の再交付およびその他目的のために合衆国債券の額を定める法律」³⁾によって与えられた名称である (同法1条)。以下では、通例にしたがって、国法銀行法の名称を用いる。なお、1863年国法銀行法の名称中に「合衆国株式 (United States Stocks)」の語があるが、これは「合衆国債券 (United States Bonds)」

を指すものである。法律本文中の表記は「合衆国債券」で統一されている。当時は国債や公債などを指して、広く「株式 (Stock)」の語を用いていたようである。同様の例は、1863年国法銀行法のモデルとなった、1838年ニューヨーク州銀行法⁴⁾においても観察される。

1836年に第2合衆国銀行 (The Second Bank of the United States) の免許更新が、ジャクソン大統領の強い抵抗によって拒絶されて以来⁵⁾、銀行券の発行はもっぱら州政府および州政府の支配下にある州法銀行の手に委ねられていたが、1863年国法銀行法の制定は、27年ぶりに再度、連邦政府が通貨発行に乗り出したことを意味する。国法銀行は、そのための手段として誕生した制度で、この局面では発券銀行であった⁶⁾。国法銀行の発券銀行としての役割は、1913年の連邦準備制度の創設まで、半世紀にわたって続いた。

1863年国法銀行法は、国債によって担保された通貨の発行と、それに関する規制・監督のために、財務省の中に独立性の強い局 (Bureau) を設置するものである。この局の長を通貨監督官 (Comptroller of the Currency) と呼び (1863年国法銀行法1条)、また、通貨監督官

に銀行の免許権限を与えている（同10条）。通貨発行の窓口業務を行わせるためである⁷⁾。この免許を受けた銀行が、国法銀行である。なお、通貨監督官の所属する局は、今日、通貨監督官事務所（OCC; Office of the Comptroller of the Currency）と呼ばれている。

ところが、1863年国法銀行法は、早くもその翌年の1864年国法銀行法によって廃止された（1864年国法銀行法62条）。しかし、両法の間に基本的な違いはなく、1863年国法銀行法のもとで行われた国法銀行の設立など各種の契約や行為は影響を受けることなく、また、発行された通貨の有効性も保障されている（1864年国法銀行法62条ただし書き）。

わずか1年でなぜこのような変更が行われたのであろうか。シャーマン上院金融委員会⁸⁾委員長は、1864年4月26日の上院本会議の席上、1863年国法銀行法にあるほぼすべての規定は1864年国法銀行法に含まれているが、1863年国法銀行法をより効果的なものとし、執行を容易にするために、表記法など細部について非常に多くの変更が必要であった、と語っている⁹⁾。また、この発言に続いて、主要な変更点として、①国法銀行券を発行銀行の店頭以外においても償却できるような制度を整備する、②州ならびに地方公共団体も国法銀行に対し課税権を有することを明確にする、③州法銀行の国法銀行への転換を容易にする、④通貨発行の担保となる米国債を整理する¹⁰⁾、⑤通貨の最小発行単位を5ドルから1ドルに引き下げる、⑥国法銀行の株主の追加的な責任を出資額と同額にまで引き上げる¹¹⁾、を指摘し、「この6点が、自分の信ずるすべての重要な改正事項である」と述べて答弁を締めくくっている¹²⁾。

しかし、シャーマン委員長は、重要な問題を

隠しているようである。1863年国法銀行法の目的は、「国の通貨（national currency）」を発行することで（1863年国法銀行法1条）、その窓口として国法銀行を創設したわけであるが、同法は州法銀行にも一定要件のもとで国法銀行と同様に通貨発行を認めていた（1863年国法銀行法62条）。ところが、1864年国法銀行法は、この規定を欠いている¹³⁾。この点には言及することなく、州法銀行の国法銀行への転換を容易にすることを重要な改正点の一つに上げるのは、かなり政治的な匂いのする発言である。

なお、1864年国法銀行法によって、国の通貨の発行から州法銀行を排除することはできたが、州法銀行が独自に通貨類似の証書類を発行することまでは禁止できない。この問題に対処するため、1865年3月3日の税法¹⁴⁾により、国法銀行であれ、州法銀行であれ、州法銀行が発行した証書（notes）であって、1866年7月1日以降に支払われるものについて、その残高の10%相当の税が課されることとなった（1865年税法6条）。これによって、州法銀行は事実上、完全に通貨発行から締め出された。

1864年国法銀行法と1865年税法は、通貨発行権限の攻防をかけたもうひとつの南北戦争といてもよい¹⁵⁾。私見では、1864年国法銀行法の真の狙いは、その宣戦布告であった¹⁶⁾。それをカモフラージュする戦術として、改正を避け、旧法の廃止と新法の制定という方法を選んだのではあるまいか。改正では、新旧両法の異同が鮮明になりすぎる。真相は藪の中ではあるが、州法銀行を国の通貨の発行から排除するという点を除くと、シャーマン委員長も説明しているように、新旧両法の内容はほとんど同じである。

2. 国法銀行の権能

国法銀行の権能について、1863年国法銀行法は11条に、1864年国法銀行法は8条に、いずれも全7項目を列記している。表現上の微細な相違を別にすれば、両法の間に違いはなく、1863年国法銀行法11条が1864年国法銀行法8条に継承されたことは、明瞭である。また、1864年国法銀行法8条の規定は、現在に至るまで継承され、今日の国法銀行の権能を規定する根拠となっている¹⁷⁾。この間の経緯を記し、その連続性を確認しておこう。

米国では、1874年から、法律のコード化¹⁸⁾が始まり、1878年には、Revised Statutes (R. S.) と呼ばれる体系が完成した。1864年国法銀行法8条は、R. S. 5136条に再編されたが、このとき、1864年国法銀行法8条に列記されていた7項目にわたる国法銀行の権能に、“First, Second, Third, …… Seventh” の番号が付され、箇条書きに整理された (R. S. 5136)¹⁹⁾。

この Revised Statutes の体系は、1925年12月に、全50編から成る現行の United States Code (U. S. C.) に改められるが²⁰⁾、このとき、R.S. 5136条は U. S. C. の第12編 (Title 12) 24条となった (12 U. S. C. 24)。12 U. S. C. 24条に移行する段階では、表記上の修正はない。

また、1940年以降、国法銀行の権能の追加が行われており、今日では、11項目に整理されている (表1)。ちなみに、8項目めは1940年に²¹⁾、9項目めは1968年に²²⁾、10項目めは1987年に²³⁾、11項目めは1992年に²⁴⁾、それぞれ追加されたものである。なお、以下の論述にあたっては、原則として1864年国法銀行法を「国法銀行法」と表記する。

3. 国法銀行の業務範囲

国法銀行は、連邦政府が通貨発行権限を州政府から奪い返すための道具としての宿命を負って誕生した経緯があるが、国法銀行は同時に商

表1 国法銀行の権能

項目番号	権能の内容	法源その他
First	社章 (corporate seal) の採用と使用	1863年国法銀行法、1864年国法銀行法
Second	解散等一定事由が発生するまで存続する	同 上 マクファーディン法により存続期間制度を廃止、永続的な存続を認める
Third	契約締結	1863年国法銀行法、1864年国法銀行法
Fourth	訴え、訴えられる	同 上
Fifth	取締役等の選任	同 上
Sixth	定款を定めること	同 上
Seventh	業務範囲に関する規定	同 上 マクファーディン法、グラス・ステイーガル法、1935年銀行法等により改正
Eighth	慈善事業等への寄付	1940年に追加
Ninth	GNMA 債の発行、販売	1968年に追加
Tenth	リース金融のため、自動車、機械器具等有形動産に投資 (総資産の10%以内)	1987年に追加
Eleventh	公共の福祉促進目的の投資	1992年に追加

業銀行でもあり、その業務範囲が問題となる。国法銀行の業務範囲は、国法銀行法 8 条に列挙された国法銀行の権能の一部として、その最後に規定されていたが、R. S. 5136条では 7 項目め (Seventh) の第 1 文に再配置された。このとき、体裁面での修正が加えられたが²⁵⁾、その内容は今日に至るまで不変である。第 1 文は、国法銀行は、「銀行業務の実施に必要となるすべての付随的な権限 (all such incidental powers as shall be necessary to carry on the business of banking)」の行使ができると述べ、これに続けて、約束手形の割引や譲渡、預金の受け入れなど具体的な手段を 5 項目に渡り列挙している (表 2)。しかし、株式や債券の売買など、証券取引には一切触れてない。法律の沈黙をどのように解釈するのか、これはその後の判例の発達を待たねばならない問題であった。

ところで、「銀行業務の実施に必要となるすべての付随的な権限」という規定からは、銀行業務とは何か、付随的ではない、本質的な権限は何か²⁶⁾、という二つの疑問が発生する。国法銀行法は、銀行業務の意味を明らかにしていないが、おそらく割引と預金であろう²⁷⁾。また、条文の体裁からは、割引や預金も「付随的な権限」のひとつである。付随的ではない、本質的な権限は、1 項目め (First) から 6 項目め

(Sixth) を指すと解される。たとえば、3 項目め (Third) は、契約締結の権限を定めているが、割引と預金の実行は、銀行業務遂行の必要上、契約締結権限から派生し認められ権限と解されよう。ただし、時代が下ると「銀行業務に付随する」という表現が増えてくるが、厳密に言う、これは正確さに欠ける。

また、この 7 項目めは二つの文章から構成されていたが、第 2 文は銀行免許取得前の団体の権能に関する規定である。国法銀行法 8 条は、国法銀行となるために組織体制を整備したものの、まだ通貨監督官から開業許可を受けるに至っていない段階にある団体の活動を、組織に付随しかつ開業準備に必要な活動に限定する規定を設けていた。ただし、今日の第 2 文は、国法銀行法や Revised Statutes 編纂当時のものとは、全く異なるものである。

現行法との関係も明らかにしておこう。国法銀行の業務範囲に関する 7 項目めの規定 (12 U.S.C.24 Seventh) は、今日、全部で 12 の文章 (sentence) から成り立っている (表 3)。第 1 文は国法銀行法に由来するものである (表 2 の第 1 文と一致)。グラス・スティーガル法は、第 2 文を全面的に書き換え、さらに第 3 文から第 5 文を追加した。この第 2 文が 1935 年銀行法により分割され、第 3 文から第 5 文が、第 4 文から第 6 文に繰り下げられた。第 7 文から

表 2 国法銀行の権能のうち業務範囲 (Seventh) の内容 (Revised Statutes 編纂段階)

文	業 務 内 容
第 1 文	①約束手形、支払い指図、両替証、その他債務を証明するものの割引、譲渡、②預金の受入れ、③為替、コイン、金銀塊の売買、④動産担保による貸出、⑤証書 (notes) の取得、発行、流通、等を行うことによって、銀行業務の遂行に必要なあらゆる付随的な権限を行使すること。
第 2 文	ただし、通貨監督官から業務開始の許可を受けるまでは、組織に付随しかつ予備的に必要な業務以外は行ってはならない。

注) ①②…の番号は論者。なお、⑤の証書は銀行券を想定するものと解される。

また、第 1 文は現在にまで継承されているが、第 2 文はグラス・スティーガル法により全面的に書き換えられた。この点は表 3 参照。

表3 国法銀行の権能のうち業務範囲 (Seventh) の内容 (現在のもの)

現行	1933年	業 務 内 容
第1文	第1文	(表2) 第1文と同じ
第2文	第2文	証券ならびに株式の取引業務は、売り・買戻し特約付きでなく、かつ、顧客の注文、顧客の勘定に基づくものに限られ、かつ、いかなる場合も、証券または株式を引き受けてはならない； ただし、通貨監督官がレギュレーションで定める制限と規制のもとで、自己勘定によって投資証券を購入することができる。
第3文		自己勘定で保有する投資証券は、一債務者に対し、銀行の自己資本と余剰ファンドの10%を超えてはならない。
第4文	第3文	投資証券とは、債券、証書、債務証書などで証される、一般に投資証券として知られる、企業や団体の市場性のある債務で、詳細な定義は通貨監督官がレギュレーションで定める。
第5文	第4文	法律によって特に認められる場合を除き、ここに含まれる規定は、国法銀行の自己勘定による株式購入を認めるものではない。
第6文	第5文	ここに含まれる、自己勘定による投資証券の取引、引受、購入に関する制限と規制は、国債等 (適用対象外の証券を列記) には適用しない。マクファーディン法によって、第1文のただし書きとして追加された貸金庫業務会社の株式取得に関する特例規定も、ここに含む。
第7文 ～ 第12文	規定 なし	上記に含まれる証券取引に関する規制の適用除外もしくは例外 (たとえば、国際機関債、銀行もしくは銀行持株会社の株式など) に関する規定。

注) 1) 「1933年」とあるは、グラス・スティーガル法の構成で、全5文から成る。ただし、業務内容については、1935年銀行法による改正を含む。表中の下線部分は、1935年銀行法による改正箇所。

2) マクファーディン法は、第1文にただし書きを追加し、投資証券の売買に関する規定を設けたが、グラス・スティーガル法は、第1文ただし書きを削除し、投資証券を含む証券業務に関する規定を、第2文から第5文 (現第6文) にわたり詳細に規定した。

3) 「現行」とあるは、1935年銀行法以降の構成で、同法はグラス・スティーガル法の第2文を、第2文と第3文に分割、これに伴いグラス・スティーガル法の第3文から第5文が、第4文から第6文に繰り下げられた。適用対象外証券 (第5文、1935年改正後第6文) の範囲も追加された。また、1949年以降、第7文以下が追加された。

第12文はそれ以降の改正によって付け加えられたものである。本項の分析対象は、グラス・スティーガル法以前の銀行の証券業務であるため、国法銀行法に由来する7項目め第1文の解釈が中心となる。

ところで、国法銀行の権能に関する重要な争点は、初期の段階では、業務範囲に関する7項目めではなく、存続期間に関する2項目めであった (前掲表1 参照)。国法銀行の存続期間について、1863年国法銀行法は、20年を超えない範囲で銀行自身が定めるとしていたが (同法11条)、1864年国法銀行法は、自発的な廃業や違法行為があって閉鎖されるなど特別な事情が

ないかぎり、一律に20年と改めた (同法8条, R. S. 5136 Second)。いずれにせよ20年が限度である²⁸⁾。1880年代に入ると、1863年国法銀行法に基づき設立された銀行の存続期限到来を眼前に控え、その対応が急がれた。議会は1882年に、「国法銀行に存続期間の延長を可能ならしめること、およびその他目的のための法律」²⁹⁾を制定、その1条において、国法銀行は通貨監督官の承認を得て、20年を超えない限度で存続期間を延長することができるとした。これで当座の問題は解決できたが、20年後には同じ問題が再発する。以後、1902年に20年の再延長を³⁰⁾、さらに、1922年には99年の延長措置を

講じた³¹⁾。20年から99年へと、格段に長期化されたとはいえ、まだこの段階では存続期間が定められており、いずれ同じ問題が再発する。

1927年のマクファーディン法³²⁾は、その2条(a)項において存続期間を削除し、この問題に決着をつけた。この改正の結果、国法銀行は、自発的な廃業、違法行為による閉鎖処分、法律に基づく存続の打ち切り、清算処分、などが行われるまで存続できることとなった。これが、前掲表1に示している現行の2項目めである(12 U.S.C. 24 Second)。

20世紀に入り、新たに浮上した問題は、業務範囲、なかでも証券業務に関する問題であった。同時に、マクファーディン法は、業務範囲に関する7項目め(Seventh)の改正も行い、一定の量的な制限の下で、国法銀行に市場性のある投資証券の売買を追認した。ただし、売り・買戻し特約付でないことが条件であり、また、株式は対象外とされた。7項目めに関する初めての改正であり、また、これを境に、問題の主役が2項目から7項目めに入れ替わっていった。なお、グラス・スティーガル法は7項目めに関する2回目の改正、1935年銀行法は3回目の改正であり、これら3回の改正によって、国法銀行の証券業務に関する今日に至る立法的な枠組みが完成した。ちなみに、国法銀行の権能に関する規定のうち、本稿が分析の対象とする1935年以前において改正があったものは、2項目めと7項目めの2項目のみである。

4. 国法銀行法下における証券取引

米国において証券市場の拡大をみるのは、第1次世界大戦後のことである。それ以前、特に19世紀においては、大量な資本を必要とする企業も、また、大量な資本需要に応えうる投資家

もほとんど皆無に近い状況といってもよかった。このようななか、例外的に大量な資本を必要とした部門は、鉄道建設と電気・ガスなどユーティティー関連である。このうち、鉄道建設については、J. P. モルガンなど専門の投資銀行が仲介し、ドイツやフランスなど海外の投資家の資本を導入していった。これに対して、ユーティティー関連は中小の証券会社を中心に、シンジケート・ローンを組成し、資本を供給していった。National City Bankなど商業銀行のなかにも、これらの長期金融に積極的に取り組むものもあった³³⁾。

しかし、この時代、長期金融の主な担い手は、信託会社であった。信託会社は、南北戦争の頃から米国に紹介された制度で、当初は不動産や遺言信託を専門としていたが、やがて、預金の勧誘から長期金融にまで進出していった³⁴⁾。このため、銀行と正面から競合することとなり、銀行に信託業務を認め、信託会社に対する銀行の競争条件を是正する動きが広まった。国法銀行については、1913年の連邦準備法により、また、ニューヨーク州の場合は1919年の銀行法改正により、信託業務の兼営が認められている³⁵⁾。

以上のように、当時はまだ、証券市場も長期金融市場も未成熟であったが、国法銀行の間には、債権保全の必要から担保株式を取得したり、投資目的で株式を購入したり、あるいは、地元自治体やその関連企業の債券を購入するなど、証券取引に関与する動きがあった。ここで、「証券取引」の語を用いたが、証券取引とは、証券を取得、売却、処分する行為を広く含む意味である。銀行がこれらの行為を行ったからといって、直ちにそれが「証券業務」ということにはならない。証券業務というためには、

業務性の認定が問題になる。本稿でみていく判例の事案は、偶発的に発生した取引なのか、業務の一環として経常的に行われていたのか、必ずしも明らかではないが、できそうなことは色々試みようという、草創期の雰囲気伝わってくる。また、これらの事例によって、証券取引に関する国法銀行法の沈黙の意味が明らかにされ、銀行の証券取引に関する今日に至る法体系の基礎が築かれた。100年以上も前の判例であるが、その功績や意義は大きい。

Ⅱ. 国法銀行法下における銀行の証券取引に関する判例理論

1. 国法銀行による株式の取得

国法銀行による株式の取得や売買は、認められていないというのが、判例の一貫した態度である。国法銀行法に、これを認める文言がないためである。しかし、債権保全の必要があるなど、株式の取得や売買が、銀行業務に付随する活動と解されるときは、この限りではない。ベイン社事件(【判例1】)は、この法理を確立した象徴的な事例である。この事件で判例は、国法銀行は、法律が認めている取引以外はできない、との解釈を示した。

【判例1】ベイン社事件(債権保全目的の株式取得処分)³⁶⁾ 1875年10月期, 連邦最高裁判所

ノースカロライナ州シャーロットにあるシャーロット第1国法銀行(First National Bank of Charlotte, 原告)は、米国債50,000ドルを購入し財務省に預託する予定でいる³⁷⁾。このため、メリーランド州バルティモアにあるベイン社(Bayne & Co.)を代理人とし、米

国債購入と財務省への配送を依頼した。このとき原告は、1865年12月15日付けで、「ベイン社から55,000ドルの米国債を(財務省への預託という形式によって)受け取ったこと、この証書と引き換えに同額を返済する」旨を記した証書をベイン社に渡した。これは、国債購入代金の支払いを約するものである。その数日後、原告はニューヨークで、ベイン社の口座に国債購入に必要な代金を預金したが、証書の返還が受けられなかった。1866年1月にベイン社から、「証書は無効となった、その後の措置は原告の指示に従う」旨の口頭での連絡を受け、さらに、1866年3月、原告は書面で同様の連絡を受けた。しかし、ベイン社はすでに、この証書を、他の証書とともに1865年12月18日に、バルティモア・エクスチェンジ銀行(National Exchange Bank of Baltimore, 被告)に、80,000ドルのコール・ローンの担保として裏書譲渡しており、その後、ベイン社は倒産した。

そこで原告は、証書の返還を求め被告と交渉、訴訟を避けるため、返還すれば5,000ドル払う旨を提案するが、被告は20,000ドルを要求し、物別れとなる。再交渉の結果、原告は被告に40,000ドルを支払い、一方、被告は原告に証書を返還するほか、鉄道会社の株式400株と石炭株1,000株(計40,000ドル相当)を引き渡し、また、原告の自社株125株(15,000ドル相当)を買い戻すことで決着した(ただし、銀行は自社株を取得できない(R. S. 5201)旨を後日知らされ、この部分は頭取が個人で取得)。

しかしながら、鉄道会社の株式400株が引き渡されなかったため、この和解から3年を経た1869年9月、訴訟を提起したものである。

本件は原告勝訴のうちに終るが、この裁判を通じて連邦最高裁判所は、国法銀行の株式取引

について、次の2点を明確にした。

第1に、国法銀行の株式取引 (dealing in stock) は認められない。国法銀行法は、国法銀行の株式取引を明示的には禁止していないが、①これを認める規定がないこと、②為替、コイン、金銀塊の売買 (buying and selling) ができるとしながら、株式を含めていないのは意図的に除外したものと考えられる、との解釈に基づくものである。

第2に、しかしながら、国法銀行は、合法的な銀行業務から発生する損失を回避・縮小するために株式を取得し、相場の回復を待って株式を売却したり、問題債権の返済のために、処分換金するために株式を受け取ることができ、このような取引は株式取引には相当しない。国法

銀行は、銀行業務遂行のために必要なあらゆる付随的な権限の行使が認められており、債務の返済や損失防止のための株式取得は、通常の銀行業務の範囲内と考えられ、法律の禁止する株式取引に当たらない。もちろん、その取引がすべて善意に行われたものでなければならない。株式取引とは、通常業務として利益目的のために株式を売買 (buying and selling for profit) することである。

本件は国法銀行の株式取得に関するリーディングケースであるが、同時に、国法銀行は、法律によって明示的に認められている権限以外は行使できないという、法律の沈黙に対する原則的な解釈指針を示すものでもある。なぜこのように解釈するのか。これは、国法銀行法の性格

表4 判例一覧 (年代順)

判例の時期	番 号	件 名	事 案	取扱い裁判所
1874年	【判例3】	ヴァン・ルーベン事件	国法銀行の債券交換	ニューヨーク州控訴裁判所
1875年4月期	【判例8】	ウェクラール事件	手数料目的の社債売却	メリーランド州控訴裁判所
1875年10月期	【判例1】	ベイン社事件	債権保全目的の株式取得処分	連邦最高裁判所
1877年	【判例4】	ヤークス事件	国法銀行の政府証券交換	ニューヨーク州控訴裁判所
1878年10月期	【判例13】	ジャーマニア銀行事件	株式の違法な名義書換とエスツッペル	連邦最高裁判所
1879年3月5日	【判例9】	ホッチ事件	市債購入の仲介	ペンシルベニア州控訴裁判所
1891年3月2日	【判例7】	タウンゼンド事件	売戻特約付き債券購入	連邦最高裁判所
1896年11月16日	【判例10】	ファーマーズバンク事件	顧客勘定による抵当証券売買	第8区連邦高等裁判所
1897年3月1日	【判例14】	マーケット・ナショナル銀行事件	開業準備途上の銀行	連邦最高裁判所
1897年5月24日	【判例15】	CSB & CNB 事件	株式取得にエスツッペルの適用を否定	連邦最高裁判所
1899年1月23日	【判例11】	アンダーソン事件	顧客のエージェントとして債券売却	連邦最高裁判所
1899年5月15日	【判例16】	ハウキンス事件	株式投資にエスツッペルの適用を否定	連邦最高裁判所
1914年11月24日	【判例12】	ホチキン事件	株式ブローカー業務	マサチューセッツ州最高裁判所
1915年10月9日	【判例6】	ジャンクション・シティー事件	国法銀行の市債券購入	カンザス州最高裁判所
1917年3月6日	【判例2】	マクボイル夫妻事件	投資目的の株式売買	連邦最高裁判所
1927年9月13日	【判例5】	ミー事件	国法銀行の政府証券取引	オクラホマ州最高裁判所
1933年11月11日	【判例18】	クーン事件	買戻条件付き国債売買	イリノイ東部地区連邦地方裁判所
1935年4月29日	【判例17】	アウォティン事件	買戻特約付き債券購入	連邦最高裁判所
1940年3月28日	【判例19】	プロウニ事件	銀行の証券関連会社の一事例	マサチューセッツ州高等裁判所

に起因するもので、この点は、本件に続く連邦最高裁判所判決であるタウンゼンド事件（【判例7】）で詳述されることとなるが、その前に、時間は前後するが、国法銀行の証券取引に関する様々な事例を整理し、判例の解釈をみていこう。なお、本稿で検討する判例は、表4に一覧整理してある。

【判例2】マクボイル夫妻事件（投資目的の株式売買）³⁸⁾ 1917年3月6日、連邦最高裁判所

マクボイル (McBoyle) とその妻 (原告) は、バンナム社 (Burnham-Standeford Company) の株式599株の返還を求めてカルフォルニア州のユニオン銀行 (Union National Bank, UNB, 被告) を訴えた。原告主張によるとこの株式は、①UNBから購入し、②代金一部の支払い後、未払い金に対する担保としてUNBに差し入れた、③購入代金の最終的な支払いにもかかわらず、UNBは株式の引渡しを拒否している、というものである。これに対するUNBの主張は、①株式売買は原告の詐欺的な手法によるものである、②会計責任者 (cashier)³⁹⁾ には株式を売却する権限はないため無効である、③売買は取締役会により否認 (repudiate) された、というものである。

カルフォルニア州最高裁判所は原告の主張を認めたが、UNBはこれを不服とし、連邦最高裁判所に再審を求めた。なお、この過程で、会計責任者には株式を売却する権限がないとの主張を変更し、国法銀行の株式売却は国法銀行法に抵触すると主張している。

これに対する連邦最高裁判所の判断は、銀行は投機や投資のための株式購入 (buy) は認めていないが、担保のために株式を取得することは妨げてなく、必然的に、銀行保護目的で担保

株式を購入し、しかる後売却 (sell) することも禁止されていない、とするものであった。また、国法銀行の取締役会は、国法銀行法に基づき、会計責任者に貸出の担保として取得した株式を売却する権限を付与することができる、との判断も示した。

国法銀行に、貸出担保のための株式取得と担保の実行は、バイン社事件（【判例1】）以降の判例が一致して認めるところであるが、本件は投機や投資のための株式購入は認められないことを明言するものである。

2. 国法銀行による国債の取得

株式については判例が豊富にあるが、債券については、連邦裁判所レベルでは、売戻特約付き債券購入の事例（タウンゼンド事件【判例7】）がある程度で、株式のように大きく取り上げることがない。しかし、州裁判所レベルでは、国債、地方債、公社債の売買を認める判例は多数ある。これによると、国債とそれ以外の債券とを、同一に論理構成することも、法的根拠を異にして解釈することも可能である。

【判例3】ヴァン・ルーベン事件（国法銀行の債券交換）⁴⁰⁾ 1874年、ニューヨーク州控訴裁判所

キングストン第1国法銀行 (First National Bank of Kingston, 被告) の頭取は、原告の7-30証書 (7-30 notes) を、5-20債券 (5-20 bonds) と交換する旨を約したが⁴¹⁾、頭取は原告から取得した証書を個人目的で使ってしまった。原告が損害賠償を求めて訴えたところ、被告は、①この取引は頭取個人が行ったもので銀行とは無関係である、②国法銀行はこのような取引をする権能を認められていない、と主張。

下級審は、当該取引は銀行を当事者とするものであるとしたうえで、国法銀行は合意を交わす権能が付与されており、政府証券の売買ができることと判断した。州控訴裁判所も、特に意見を付すことなくこの見解を支持した。

州控訴裁判所は、原告の主張を認めるという極めて簡単なもので、裁判の詳細は下級審の記録を見なければ分からないため、上に記載した事項は、ヤークス事件（【判例4】）からの再引用である。これを見る限りでは、債券の交換を、国法銀行の業務範囲から導くのではなく、合意を交わすことができるという別の権能から導いており、やや異色な判例である。以降の判例は、本件と結論は同じであるが、債務を証明するものの割引、譲渡を根拠にしている。

【判例4】ヤークス事件（国法銀行の政府証券交換）⁴²⁾ 1877年、ニューヨーク州控訴裁判所

ポート・ジェイビス国法銀行（National Bank of Port Jervis, 被告）は、被告が保管している原告の国債を登録国債と交換する旨を合意したが、被告はこの合意を実行しないまま放置しているうちに、保管中の国債が盗難にあった。そこで原告は、損害賠償を求め訴えを提起した。

論点は、国法銀行が一方の当事者となって国債を交換することができるか、である。国法銀行法は、銀行業務の遂行に必要なすべての付随的権限を行使することができることと述べ、これに続いて、権限行使の手段として、割引、預金、貸出などを列挙しているが、裁判所は、「この列挙は、これ以外は認めないという趣旨ではない」との判断を示した。銀行業務の態様には多様なものがあり、すべてを特定することはできないとの理由である。次に、「譲渡（negotiat-

ing）」の意味について、相手方との合意に基づく双方向的な、移転（transfer）、売却（sell）、交付（pass）、取得（procure）などを意味し、交換（exchange）も広義には譲渡に該当すると判断、本件は、「その他債務を証明するもの（other evidence of debt）」の「譲渡」に当たるとした。

本件は、国法銀行に「その他債務を証明するもの」の割引や譲渡が認められていることを根拠に、国債と他の国債の交換を認めたもので、ヴァン・ルーベン事件（【判例3】）に比べ、論旨がより明快である。また、本件判例から、国法銀行は国債に限定されることなく、広く負債性証券の取得や売却ができると考えられる。

ところで、本件は、国法銀行に明示的に記載されていない態様の取引を認めるもので、一見するとペイン社事件（【判例1】）と矛盾する印象を受けるかもしれないが、両者は前提条件が異なる事案である。本件は、明示的に与えられた権限の行使態様の例示に関する事案であり、ペイン社事件（【判例1】）は、権限規定そのものを欠く事案である。なお、国債については、本件とは別の論理構成も可能である（ミー事件【判例5】）。

【判例5】ミー事件（国法銀行の政府証券取引）⁴³⁾ 1927年9月13日、オクラホマ州最高裁判所

オクラホマ州のロバート・ミー（Robert Mee）（原告）は政府証券のディーラーである。1922年7月25日、原告は同州のキオワ第1国法銀行（First National Bank of Kiowa, 被告）から、額面500ドルの登録国債（Liberty bond）を、市場価格の505ドルで購入した。1922年7月27日、原告は購入した債券を、財務

省に提示しクーポン式債券との交換を求めたところ、財務省は、この債券は盗難されたものである旨を告げ、原告の要請を拒絶したうえ、当該債券を取得した。そこで原告は、損害賠償を求めて訴えを提起し、被告は当該国債が盗難にあったものであることを知りながら、原告に売却したと主張している。下級審では原告の主張が認められ、被告に603.45ドルの支払いが命じられたが、これに対して被告は、州最高裁判所に上告、このなかで、国法銀行は政府証券を取引する権能はない旨を主張した。

州最高裁判所は、国法銀行に米国債を財務省に担保として提供し通貨の発行を認めるという国法銀行法の仕組みや、また、それゆえに、国法銀行法は資本の一部を国債に投資することを要請しているとする連邦最高裁判所の判例⁴⁴⁾を引用し、国法銀行には政府証券を取引 (deal in) する権能が与えられていると断じた。

3. 国法銀行による債券売買

国法銀行は、「その他債務を証明するもの」の割引や譲渡を根拠に国債の取引を認める判例の理論からは、国債に限らず、地方債、公社債、一般事業債など広く債券の取引も認められるはずである。なお、一般事業債に関する判例が見当たらないが、これを区別して考える理由はあるまい。

【判例6】ジャンクション・シティー事件 (国法銀行の市債券購入)⁴⁵⁾ 1915年10月9日、カンザス州最高裁判所

1913年3月、カンザス州のジャンクション・シティー (Junction City, 原告) は道路舗装資金調達のために50,560ドルの債券発行を計画、ジャンクション市中央銀行 (Central Na-

tional Bank of Junction City, 被告) はその入札に応じた。しかし、発行過程で、発行の前提条件となっていた学校ファンド委員会による購入が拒絶され、州の監査を受けるなどのトラブルが発生した。トラブルの処理を終え、被告に入札の実行を求めたところ、被告はこれを拒否した。この債券発行は、法律で認められている発行限度額を超える違法なものであるとの理由である。このため原告は新たな投資家を探すこととなったが、この間に債券相場が下落し、1,630.55ドルの損失を被った。そこで、この賠償を求めて提訴したものである。

この訴えに対して被告は、国法銀行は市債券を購入する権能は認められていないとの主張を追加しており、州の下級審はこの主張を認めた。しかし、州最高裁判所は下級審の判断を覆し、原告の請求を認めた。州最高裁判所の判断根拠は、市債券は、国法銀行が割引の対象としうる債務を証明するものであり、本件取引は銀行業務の遂行に必要な付随的権限⁴⁶⁾の行使に当る、というものである。なお、発行限度額⁴⁷⁾については、道路舗装やその他若干の特定目的による債券は、発行限度額の対象に含まれないとして、本件発行の合法性を確認した。

本件に限らず、地方政府債やその関連事業体債の取引は、判例の広く認めるところであり、論拠は、「その他債務を証明するもの」の割引や譲渡に該当するというものである。

4. 国法銀行による売り・買戻し特約付き債券売買

以上みてきたように、判例はいずれも、債券売買は国法銀行に認められている取引と解釈しているが、これらはすべて州裁判所レベルの判例であった。次に紹介する判例は、売戻特約付

き債券購入は認められないとする、連邦最高裁判所の判例である。債券売買を扱う唯一の連邦最高裁判所判例であるが、売戻特約付きという点で、先に示した州裁判所の事例と異なる。

【判例7】タウンゼンド事件（売戻特約付き債券購入）⁴⁸⁾ 1891年3月2日、連邦最高裁判所

タウンゼンド（Townsend 社）（原告）は、1879年6月、ローガン銀行（Logan National Bank, 被告）に、鉄道会社支援のために地方自治体の公社（municipal corporation）が発行した債券12,800ドルを、6か月分の経過利息を含め1ドルあたり68.5セントで売却した。この売却は、原告の要請があり次第、被告は、同一価格またはそれ以下で原告に売り戻すとの特約付きであった。ところが、原告が売り戻しを請求したところ、被告がこれに応じなかったため、損害賠償を求めて裁判に及んだものである。請求額は、債券価値と売却額の差額4,032ドル（0.315ドル×12,800）に利息384ドルを加えた、4,416ドルである。

この請求に対して被告は、「国法銀行はこのような合意をし、債券を購入することは法律によって認められていない、それゆえ、差額を支払う義務はない」と主張している。

連邦最高裁判所は、国法銀行法が授權法（enabling act）であることを根拠に、次のような理由で、被告のこの主張を支持している。授權法とは、それまでは認められていなかった権能を付与する法律のことである⁴⁹⁾。国法銀行法は授權法であるため、国法銀行は、そこに明確に示されているか、銀行業務遂行のために必要な付随的な権限を除き、いかなる権限も合法的に行使することはできない。本件の、原告の要求によって購入価格またはそれ以下の

価格で元に戻す（replace）ような合意のもとでの債券の購入は（purchase）、国法銀行法で認められているものではない。

ところで、法律の権限を欠いたまま、原告から被告に移転した債券の事後処理をどうするのか、という問題が残る。連邦最高裁判所は、原告は、債券返還代わり金の担保として、代わり金支払のときまで債券を占有できるが、代わり金が支払われたときは、それ以上占有する権限はない、との被告の主張を支持している。また、それにもかかわらず、原告の返還請求を拒否した場合、拒否のときから返還までの価値につき、問題の契約とは別に、被告は責任を負うとしている。この責任の根拠につき連邦最高裁判所は、制定法（statute）とは別の、法（the law）の要請であるとし、「正義を実現する義務は、すべての者が負う」との法理を示した。

本件は、国法銀行について、法律が言及していない権能は行使できないとの原則を、授權法という国法銀行法の特性に着目して明確にした意義がある。また、【判例3】や【判例4】により、公債の取引そのものは国法銀行の権能の一部として確認されており、本件判例はこの点を覆すものではあるまい。実際、この後の、

【判例2】【判例5】【判例6】は、公債取引を認めている。本件の論点は、売戻特約付きという点にあるが、本件判例は、国法銀行法はこのような特約付き取引を認めていないとするに止まり、なぜ国法銀行法はこれを認めていないのか、その理由には言及していない。この問題は、ずっと時代が下って1935年のアウォーティン事件（【判例17】）で議論されることとなる。

【判例17】のポイントのみを示すと、銀行が不測の損害を蒙ったり、収益機会を逸することがないようにするためである。

5. 国法銀行による証券ブローカー・ エージェント業務

債券の取得や売却は、国法銀行法に明示的には規定されていないものの、債務を証明するものの裏書、譲渡に該当する取引であるとの理由から、これを広く認めていくのが判例の態度であった。ただし、これらの事例は、国法銀行自らが、自らの勘定を用いて売主または買主となっているケースである。国法銀行が、顧客のエージェントまたはブローカーとして活動する場合は、どのように解されるであろうか。

【判例8】ウェクラ事件（手数料目的の社債売却）⁵⁰⁾ 1875年4月期，メリーランド州控訴裁判所

本件については事実関係が不鮮明なところがあるが、おおむね次のような事件である。1871年10月6日，ウェクラ（Susan Weckler，原告）は，1,047ドルのドラフト（支払指図書）をハガースタウン第1国法銀行（The First National Bank of Hagerstown，被告）に提示，現金化を依頼した。求めに応じて銀行のテラーは，47ドルを現金で，残金1,000ドルを被告銀行の預金証書で支払った。この預金については原告も了承している。その数日後，被告はバルティモアにある証券ブローカーに鉄道会社の500ドル社債2口を発注，1871年10月19日にこれを受領した。被告はこの社債をしばらく保管した後，翌1872年4月に，先の預金証書と引き換えに被告に交付している。このとき，被告は原告から手数料を徴収した。

一方，社債を受領した原告は，1873年秋頃，これを市場で売却したが，このとき損失が発生

した模様である。このため，原告はテラーに騙されて社債を購入したとして，損害賠償を求めて銀行を訴えた。

裁判の論点は，国法銀行は手数料をとって社債を売却できるかにあったが，メリーランド州控訴裁判所はこれを否定した。国法銀行の権能は，国法銀行法によって認められているものに限定されるが，国法銀行法には，このような取引を認める明示的な規定はない。また，このような取引は銀行業務の遂行に必要な付随的な権限にも該当しない，との判断である。付随的な権限は銀行業務遂行に必要なものに限られるが，手数料をとって第三者に社債を売却するような取引や，このような業務を行うことは，どのように広く解釈しても，銀行業務に必要なはない。社債売却という被告の行為は，国法銀行法の認めていない権限踰越（ultra vires）なもので，したがって，禁反言（estoppel）の適用もない，として原告の請求を退けた。

本件では，被告が社債を受領し原告に引き渡すまでに半年を要している。この間，社債購入代金を誰が負担したのか，被告が負担したのであれば，社債は経理上，どのように処理されたのか，など不明な点が多い。被告が自己勘定によって購入した後，銀行業務に必要な資金調達のために売却したというのであれば，債務を証明するものの売買として，異なる結論を導く余地があったかもしれない。しかし，裁判ではこのような主張はなされておらず，手数料目的の債券売却は銀行業務遂行に必要なものではないという点が強調されている。この理論からは，国法銀行に証券ブローカー・エージェント業務を認める余地はあるまい。なお，禁反言（estoppel）は，外観を作り出した者は，自らそれを否定する主張ができないとする法理である

が、この詳細は CSB & CNB 事件（【判例 15】）、ハウキンス事件（【判例 16】）で触れる。

【判例 9】ホッチ事件（市債購入の仲介）⁵¹⁾
1879年 3 月 5 日、ペンシルベニア州控訴裁判所
ウィリアム・ホッチ(William Hoch) (原告) は、1875年12月18日、アレントアウン第 1 国
法銀行 (First National Bank of Allentown, 被告) の頭取を訪問、アレントアウン市債を
1,000 ドル買いたい旨を伝えたが、被告の手元
に市債がなかったため、1,000 ドルを頭取に預
けて帰宅した。このとき、銀行頭取名で発行さ
れた領収書には、アレントアウン市債購入資金と
して1,000 ドルを受領したこと、要求があれば
この「預金 (deposit)」に利息を支払う旨の文
言が記載された。それから半年後の1876年 6 月
23日、原告は、市の出納役 (被告銀行の会計責
任者でもある) から500ドルの市債を受領、出
納役は代わり金を個人名義の預金に入金した。
原告は、残り500ドルについて、現金の返還ま
たは500ドルの市債の交付を請求したが、被告
はこれを拒絶、このため訴えに及んだ。

ペンシルベニア州控訴裁判所ではまず、頭取
に預けた1,000ドルの資金が銀行に対する預金
に該当するか否かが問われたが、裁判所はこれ
を否定的に解釈した。預金は、債務者に移転す
るであろう資金で、しかも、小切手や支払い指
図等によって支払われる資金を、銀行に支払う
ことであるが、本件は、市債購入資金として委
託したにすぎないためである。次いで、控訴裁
判所は、「国法銀行が債券や株式のブロー
カー、エージェントの活動ができないことは、
良く知られた法律である」と述べている。次
に、領収書の解釈として、その主目的は市債を
購入し原告に提供することを約束するもので、

また、副次的に、市債への投資が実行されるま
での間の利払いに関するものである。領収書中
の「預金」の語は、「資金」と同義であり、本
来的な意味での預金ではない。つまり、本件は
権限超越なもので、被告はこの資金を受領して
いない。したがって、原告は返還を請求できな
いとして、下級審の判断を覆した。

本件は、国法銀行法制定から16年目に示され
た判例であるが、この段階ですでに「国法銀行
が債券や株式のブローカー、エージェントの活
動ができないことは、良く知られた法律である
」と断言していることが注目される。

【判例 10】ファーマーズバンク事件（顧客勘定
による抵当証券売買）⁵²⁾ 1896年11月16日、第 8
区連邦高等裁判所

ネブラスカ州フレモントにあるファーマーズ
・アンド・マーチャント国法銀行 (Farmers'
and Merchants' National Bank, 被告)
は、1888年 7 月 1 日以前の数年間にわたり、コ
ネティカット州ニューヘイブンにあるウォー
カー社 (Walker & Co.) をブローカー・エー
ジェントに使って、ネブラスカ州にある不動産
を目的とする抵当証券を売却し手数料を得てい
る。その手数料収入は毎年2,000ドル程度で
あった。

1888年 7 月 1 日またはそれ以前において、被
告の会計責任者トンクレイ (C. H. Toncray)
はエルウッド (Elwood) 夫妻に、トンクレイ
の個人的な事情により8,000ドルの資金を調達
する必要があるので、エルウッド夫妻の抵当証
証券を借用したい旨を依頼した。エルウッド夫妻
は、すぐに返してくれるものと思い、この依頼
に応じて、1888年 7 月 2 日、トンクレイに
8,000ドルの利札付抵当証券を提出した。この

抵当証券は直ちにウォーカー社に郵送され、1888年8月1日、スミス (Isaac E. Smith, 原告の父親) に、7,590ドルで売却された。しかし、1888年11月17日頃、スミスはこの抵当目的の不動産に先順位の抵当権が付いていること、負債総額が不動産価格を超えていることなどの事実を知った。そこで、スミスは被告に、抵当証券の買い戻しと、購入代金の返還を要求した。

これに対して、被告はスミスに対し、この抵当証券の利息の支払い、ならびに元本の返済を保証する旨の書面を送った。この書面は1888年11月17日付けで、会計責任者トンクレイの署名が付されている。その後、この抵当証券はデフォルトに陥り、1890年7月以降、利息はまったく支払われず、元本返済の見込みもなくなった。1891年4月、スミスが死亡、これを相続した息子 (原告) が被告に保証の履行を請求したところ、被告はこれを拒否した。このため、1893年3月25日、訴えの提起に及んだ。被告は、トンクレイにこのような保証をする権限はないと主張している。

第1審は原告の請求を認めたが、控訴審では逆転、被告には何ら責任はないと判断した。被告は、手数料を目的とする証券のブローカー・エージェント業務を行っていたが、このような活動は国法銀行法の認めていない権限踰越 (ultra vires) な活動である、との理由によるものである。

本件の判断は、従来の解釈の流れに沿うもので、この限りでは目新しいものではない。ただし、本件は、事実認定において、当該抵当証券は、銀行の資産ではなく、銀行が自己勘定で売却しているものでもないことを確認し、銀行はブローカー業務を行っているが、ブローカー業務は

まったく銀行業務とは異なるものである、と断じている点で、従来の判例を一步進めるものである。

従来の判例は、銀行が手数料を目的に証券の売買を行うことは権限踰越であるとするものの、その売買が自己勘定で行われているのか、顧客勘定で行われているのか明確でなかった。誰の勘定かということではなく、当該活動が銀行業務遂行に必要なものか否かに判断の主眼があった。本件は、顧客勘定による売買は、定型的に、銀行業務遂行に必要なものとは判断されないことを示唆するものである。一般に、銀行が信用供与の一手法として、あるいは、抵当権の実行として、あるいはポートフォリオ投資として、自己勘定によって証券を取得することは珍しいことではあるまい。その反面で、これを自己勘定で売却することもあるだろう。したがって、自己勘定による売買であれば、銀行業務の範囲内の活動と解する余地が小さくないであろう。これに対して顧客勘定による売買は、典型的な証券ブローカー業務であり、これが銀行業務の一環として行われるケースは想定しにくいものではあるまいか。本件は、この点に着目したものであると思われる。この点、グラス・スティーガル法が、証券売買を顧客の注文・顧客の勘定に限るとし、ブローカー業務を認めているのと、極めて対照的である。

【判例11】アンダーソン事件 (顧客のエージェントとして債券売却)⁵³⁾ 1899年1月23日、連邦最高裁判所

ノース・ダコタ州のアンダーソン (Anderson, 原告) は不動産で担保された7,000ドルの証書 (Notes) を、グラント・フォークス第1国法銀行 (First National Bank of Grand

Forks, 被告)からの2,000ドルの借入の担保として、被告に裏書譲渡した。このとき原告は被告に、返済のために証書を第三者に売却し、残高を返還する権限を付与した。しかし、原告によると、被告は第三者に売却せず、自分で取得し、また、差額の清算もしていない。そのため原告は、損害の賠償を求めてノース・ダコタ州裁判所に訴えを起こした。州最高裁判所は原告の主張を認めたが、これに対し被告は連邦最高裁判所に再審を求めた。

連邦最高裁判所は州最高裁判所の判断を支持し、その判決内容を分析しながら、次の判断を示している。まず、国法銀行は債務者の証書を担保として保持しているときは、国法銀行はその証書を第三者に売却するにあたり、債務者のエージェントとして活動できる。これは担保によって債権を回収するという国法銀行に認められている権限の行使に付随するものである。しかし、第三者に売却する代りに、所有者が知ることなく、これを自らに売却することは、権限なく他人の財産を奪うもので、権限踰越 (ultra vires) である。

本件は、担保差し入れのために、質権の設定ではなく裏書譲渡が行われている。連邦最高裁判所はこのことの適法性については判断を示していないが、タウンゼンド事件 (【判例7】) を引用しつつ、法的な権限を欠いた契約に基づき占有するに至った債券を所持することはできないが、債券占有に関する債務が完全に支払われるまでは、これを放棄するよう求められることはなく、その担保として占有を継続できるとした。しかし、債務の完済があった後は、債券を占有する権限はもはや存在しない。それゆえ、この時点から、所有者に対する責任が発生する、と述べている。

本件は、債権回収のために担保物件を処分するときには、債務者のエージェントとなりうることを認めた点が新しい。しかし、このことは一般的な形での証券売買のエージェント業務やブローカー業務までも認める趣旨ではなく、ウェクラー事件 (【判例8】) 以来の判例理論と抵触するものではない。本件もウェクラー事件も、判断基準はいずれも、銀行業務遂行のために必要な行為か否かにある。

【判例12】ホチキン事件 (株式ブローカー業務)⁵⁴⁾ 1914年11月24日、マサチューセッツ州最高裁判所

ニューヨーク州のシラキュース第3国法銀行 (Third National Bank of Syracuse N. Y., 被告) は、某鉄道会社 (Syracuse Rapid Transit Company) の株式100株を、ウィリアム・ホチキン (William Hotchkin, 原告) に売却し引き渡す旨を約したが、被告は契約時点にその株式を保有しているわけではなく、当該株式を所有している顧客のために行動していたものである。しかし、被告はその顧客から目的の株式を取得できなかった。これに対して、株式を取得できなかったことに伴い発生した損害の賠償を求め、訴えたものである。

この訴えに対し、マサチューセッツ州最高裁判所は、後述の連邦最高裁判所の判例 (ジャーマニア銀行事件【判例13】) を引用しつつ、次のような判断を示した。国法銀行に株式取引 (deal in) が認められるのは、債権保全のために貸出の担保として取得した株式を取得し、処分するようなケースである。これらは、収入源として、あるいは利益を狙って、株主資本を投機リスクにさらすような株式売買 (buying and selling) と明らかに区別しうるものであ

る。一方、国法銀行法には、収益を目的とする株式の取得・処分事業への参入を認める明示的な規定はなく、また、これらは銀行業務の遂行に必要な付随的権限でもない。

本件によって、国法銀行に株式ブローカー業務は認められていないことが確認された。目的の証券が、国法銀行が自己勘定で売買することのできる証券であれ、できない証券であれ、国法銀行は、手数料を目的にブローカー・エージェントとして顧客勘定で証券を売買することはできない。

6. エストッペル

ところで、判例には、国法銀行が法律を逸脱する行為をしておきながら、それを根拠に、自ら当該行為の効力を否定し責任回避を試みるケースが少なくない。素朴な感情として正義に反する印象を受けるが、この点、判例はどのように判断しているのだろうか。

【判例13】ジャーマニア銀行事件（株式の違法な名義書換とエストッペル）⁵⁶⁾ 1878年10月期、連邦最高裁判所

ニューオーリンズのジャーマニア銀行 (Germania National Bank of New Orleans, 被告) は、1872年12月14日、某企業に、「クレセント銀行 (Crescent City National Bank of New Orleans) の株式を担保として、返済なき場合は、この株式を被告の名義に書き換えた後、売却処分する」との条件で、14,000ドルの貸出を実行した。返済期限の1873年3月10日になっても返済がないため、この株式を被告名義に書き換え、さらにその直後に、被告銀行のクラークであるウォルダ (William A. Waldo) 名義に書き換えた。

一方、クレセント銀行は、1873年2月13日にロンドンのコルレス先が倒産し、資本金に匹敵する損失を受け、1873年3月14日には、預金の支払不能に陥り、倒産した。そこで、クレセント銀行の清算人に指名されたケース (Case, 原告) は、被告を含むクレセント銀行の株主に対し、株主の追加的な責任を請求した⁵⁶⁾。これに対し被告は、株式はすでに名義がウォルダに移転 (transfer) しており責任はない旨を主張し争った。

しかしながら、関係者の証言など複数の証拠から、名義書換は被告が株主であることを隠蔽するためのもので、ウォルダは株主としての利益を何も得てなく、銀行の指示にしたがっているにすぎないとの事実が認定されている。このため、連邦最高裁判所は、名義書換は株主責任回避目的のもので、株式の売却 (sale) ではなく、このような移転は違法、無効であり、真の株主は被告であるとして、被告の株主責任を認定した。このとき連邦最高裁判所は、被告からウォルダへの移転を否認する法的な根拠のひとつとして、被告に株主としての外観があったとの事実認定のもと、エストッペル (estoppel, 禁反言) を上げている。

また、貸出担保として他行株式に質権を設定することは、通常の貸出業務であり、これを禁止するような法律の文言はなにもないが、かりに禁止文言があったとしても、債権者は自らの法律違反を理由に、その違法行為の結果発生する責任を回避することはできない、とも述べている。これもエストッペルである⁵⁷⁾。

本件は、国法銀行の株式取得に関するリーディングケースとなったペイン社事件 (【判例1】) の3年後に出されたもので、国法銀行が株式を担保とし、債権保全の必要から、これを

取得し、処分しうることについては、もはや争点になっていない。本件の目新しさは、エストッペルに言及した点である。しかも、前記のように2箇所に渡り言及しているが、これによって若干の疑問も残したようで、やや蛇足気味でもある。

第1は、被告からウォルダへの株式移転に関しては、その前段階として被告が株主となったこと、被告がこれを処分しうることには、法的な問題はない(ペイン社事件【判例1】)。それゆえ、株式の名義書換があったにもかかわらず、被告を株主と認定する外観が残っていたか否かが争点となる。事実認定の問題で、法解釈にかかわる問題はない。

しかし、第2の、株式担保貸出から株式取得に至る一連の行為が、かりに法律が禁止するようなものであっても、被告は自らの違法行為を理由に、その違法行為の結果発生する責任を回避することはできないとの判断は、本件が1878年という、国法銀行法制定後、日が浅い段階での判例ゆえにやむをえない面もあるが、少々早計である。権限踰越(*ultra vires*)の行為には、エストッペルの適用はないというのが、その後の判例であり、次のマーケット・ナショナル銀行事件(【判例14】)は、そのリーディング・ケースである。

【判例14】マーケット・ナショナル銀行事件(開業準備途上の銀行)⁵⁸⁾ 1897年3月1日、連邦最高裁判所

マーケット・ナショナル銀行(Market National Bank of Chicago, 被告)は、国法銀行としての開業準備途上の団体である。1893年2月9日、国法銀行法に基づき法人の形成も終り、通貨監督官からの開業許可を待つ段

階に達した。このため、銀行名義で原告からオフィスをリースした。原告は、銀行が合法的に成立していると信じて、リース物件の補修などを行った。しかし、結局、被告は通貨監督官から開業許可を受けることができなかった。このため原告は、未払いとなっているリース代金や補修費用のうちの被告負担部分など、この間の損害賠償を求めて訴えに及んだ。

国法銀行法は、開業許可取得前の国法銀行の権能を、組織に付随しかつ予備的に必要な業務に限定していたが(R. S. 5136 Seventh 第2文, 前掲表2参照)⁵⁹⁾、この事案で、連邦最高裁判所は、国法銀行の成立の時期を通貨監督官から開業許可を得たときであるとし、リース期間が数年に渡り、リース料金も相当な額に上るような本件リース契約は、国法銀行法によって、開業準備段階にある団体に認められている権能を越えるもの(*ultra vires*)であるとの判断を示した。それゆえ、この契約は、「合法的でなく(*unlawful*)、無効(*void*)」であり、法的な保護を受けない。

また、本件を権限踰越(*ultra vires*)とするか否かの判断基準としては、①取引相手方の義務(当該団体の法的な限界を考慮しているか)、②株主の利益(株主がかつてない危険に晒されない)、③公共の利益(当該団体は、法律によって承認されている権能を超えてはならない)、の3点を上げている。①は、取引相手方は当該団体に関する公的な記録を確認し、その権能を確認するべきであるというものである。また、②に関連して、通貨監督官が、開業許可を与えるに先立ち開業準備段階の銀行を検査するのは、株主の利益を保護するためでもある、とも述べている。

以上を考慮した結果、本件リース契約は権限

踰越の無効なもので、エストップペルによって有効になるものではない。それゆえ、未払いリース代金や補修費の請求は認められない。

19世紀後半は鉄道建設ラッシュの時代であった。連邦最高裁判所は、鉄道事業に関する判例を通じて権限踰越 (ultra vires) の判断基準を確立していったが、本件はそれを、国法銀行法に適用したものである。また、権限踰越ゆえに無効とされた行為にはエストップペルが適用されないことも明らかにした。先に示したジャーマニア銀行事件【判例13】では、仮定の問題としながらも、国法銀行法違反があってもエストップペルが適用されると述べられているが、これは違反の内容次第である。権限踰越とされるような違反であれば、エストップペルが適用されない。国法銀行法によって認められている権能を超えて締結され、それゆえ権限踰越と判断される本件リース契約のようなケースでは、エストップペルは適用されない。なお、本件判例の対象外のこととなるが、原告の損害は、リース契約によってではなく、衡平法に基づき処理されることになろう。また、本件は、国法銀行の証券取引を扱うものではないが、国法銀行の権能を考えるうえで大いに参考になる。連邦最高裁判所がタウンゼンド事件【判例7】で言っている授權法 (enabling act) の意味を理解する助けにもなる判例である。

【判例15】CSB & CNB 事件 (株式取得にエストップペルの適用を否定)⁶⁰⁾ 1897年5月24日、連邦最高裁判所

1890年1月に開業したカルフォルニア貯蓄銀行 (California Savings Bank, CSB) は、株式2,500株を、カルフォルニア国法銀行 (California National Bank, CNB, 被告)

の頭取などの幹部役職員4名を含む5人に、500株ずつ発行する予定であったが、2名からキャンセルがあった。1890年9月10日に、キャンセルのあった2名分と思われる990株が、3名にあてて発行されたが、これはCNBの会計責任者の名義を経て、1891年1月にCNB名義に変更され、同月、CNBは配当を受け取っている。その後、CSB、CNBともに倒産した。

そこで、CSBの預金者が、CSBの株主としての追加責任を履行するよう、CNBを訴えたものである。この追加責任は、当時のカルフォルニア州法で定められていたものである。カルフォルニア州最高裁判所はCNBの責任を認めたが、これを不服としてCNBは、連邦最高裁判所に上告した。CNBは、本件株式取得は、①取締役会の決議にしたがって取得した旨が示されていない、②株式は通常の銀行業務遂行過程において担保のために取得したものではない、の2点を理由に、CNBに対する株式発行は無効であると主張した。

連邦最高裁判所は、①国法銀行は法律で明確に規定されている以外の権限は、銀行業務遂行に必要な付随的権限を除き行使できない (タウンゼンド事件【判例7】)、②担保として受け入れ、担保権を行使した結果、株主となるときを除き、他社の株式を取得できない (ジャーマニア銀行事件【判例13】)、③善意で、既存債権の担保として株式を受け入れることはできる (ベイン事件【判例1】)、等の基本原則を確認したうえで、本件の株式取得は法律によって認められるものではなく、権限踰越な行為であると判断した。

次に、このように違法に取得した株式であっても、何らかの環境下で、エストップペルの適用によって、被告が合法的に所有することがあり

うるか、という問題を検討している。本件は、被告に株主としての外観があるものの、被告自らが、株式の取得は違法であって自分は正当な株主ではないと主張しているケースである。したがって、エストップペルが適用され、株式取得の違法性を指摘する被告の主張が封じられるなら、被告は株主としての責任を問われることとなる。

しかし、本件で連邦最高裁判所は、マーケット・ナショナル銀行事件（【判例15】）で示されたエストップペルの適否に関する3点の判断基準を引用し、エストップペルの適用を否定した。本件株式取得は、国法銀行法によって付与された権限を越えるもので、絶対的に無効なものである。それにもかかわらず一定環境下でエストップペルを適用することは、権限踰越の行為を「無効（void）ではなく、無効にしうる（voidable）行為」として扱うことであり、法律に矛盾すると断じた。

本件は、マーケット・ナショナル銀行事件（【判例14】）を再確認するものであるが、権限踰越の行為は絶対的に無効なもので、場合によっては有効なものとして取扱うような相対化しうるものではないこと、それゆえ、エストップペル適用の余地はないことが明確になった。エストップペルは、ある行為に関与した者が、自らその行為を否定し責任を回避することを封じ、これによって当該行為によって生じた外観を保護し、取引の安全を図るものであるが、その限界も明らかになった。国法銀行法のように授權法とされるものについては、エストップペルの適用は限定される。なお、本件のほかにも、CNB に対し CSB の株主としての責任を求める訴訟が発生しているが、これを扱ったカルフォルニア州最高裁判所は、本件判例に言及し

ながら、本件と同様の結論を示している⁸¹⁾。

【判例16】ハウキンス事件（株式投資にエストップペルの適用を否定）⁸²⁾ 1899年5月15日、連邦最高裁判所

インディアナ州のインディアナポリス国法銀行（Indianapolis National Bank, INB）は、1893年7月24日に倒産、業務を停止し、1893年8月3日に、ハウキンス（Edward Hawkins, 原告）が清算人に任命された。INB の株式は1株100ドルで、総数は3,000株である。1893年10月25日、通貨監督官は1株当たり100ドルの追加責任を命じ、支払期限は1893年11月25日までとされた。

一方、1889年5月21日に創業されたニューハンプシャー州のコンコルド第1国法銀行（First National Bank of Concord, FNBC, 被告）は、余剰金をもって投資のために INB の株式100株を購入し、1893年7月まで配当も受領してきた。しかし、FNBC は株主の追加責任100ドルの支払いを拒否したため、1895年5月に原告は FNBC を提訴し、1・2審とも原告が勝訴している。

本件は国法銀行が他の国法銀行の株式を保有するケースであるが、連邦最高裁判所は、国法銀行は投資目的で株式を取得・所有できないとして（CSB & CNB 事件【判例15】）、株式取得の効力を否認した。続いて、エストップペルの適用も否定し、FNBC には通貨監督官が命じた追加責任はないとした。

本件の帰結は、CSB & CNB 事件（【判例15】）から容易に予測されるところであるが、加えて、エストップペルの適否について、企業が、法律上、一般に承認されている権限に属する事項の範囲内で行った行為には適用される

が、法的に認められていない事項に関しては適用はないと、より具体的な基準を示している。

7. 買戻特約付き債券購入

タウンゼンド事件（【判例7】）において連邦最高裁判所は、売戻特約付き債券購入は認められないとの判断を示したが、その理由は、必ずしも明確ではなかった。ここに紹介する二つの事件は、この点を明確にし、あるいは、エストッペルの適否について、従来の判例を一步進めるものである。

【判例17】アウォティン事件（買戻特約付き債券購入）⁶³⁾ 1935年4月29日、連邦最高裁判所

本件は、イリノイ州控訴裁判所の判決の見直しを求めて連邦最高裁判所に持ち込まれたものである。1929年11月1日、原告は被告から、某信託（First National Collateral Trust）の不動産抵当証券を1,000口購入（purchase）した。この購入は、原告の請求によって、満期において、額面に利息を付して買戻すとの特約付きであったが、特約が実行されなかったとして訴えに及んだものである。州裁判所では事実審、法律審とも、原告敗訴に終わった。

本件は、マクファーディン法制定後の事件である。1927年のマクファーディン法は、国法銀行に、一定条件の下での投資証券の売買を認めた。従来の国法銀行法から一步踏み出すものであるが、売り・買戻し特約付きでないことなど、一定の条件付である。このため、本件は、当初から原告に苦しい訴訟といってよい。原告は、売り・買戻し特約付きでないことを条件とする規定は、第三者に対する譲渡人の責任を限るために法技術的なものであると主張しているが、論旨は必ずしも明確ではない。

これに対して連邦最高裁判所は、タウンゼンド事件（【判例7】）を引用して、本件取引が法律の認めるところではない旨を確認。さらに、これが単なる法技術的な規定ではないと述べている。売り・買戻し特約付きではないことを条件としているのは、もしも売り・買戻し特約がなければ取引の相手方がこうむったであろう損失を銀行がこうむったり、あるいは、得られたであろう利益を逸失してしまうなど、銀行の安全性を害するような偶発的な債務（contingent liability）から、銀行を保護するためである。

本件判例の意義は、売り・買戻し特約を銀行の安全性を害する危険性を帯びた偶発的な債務と位置付け、これが国法銀行に認められない理由を明らかにしたことにある。

【判例18】クーン事件（買戻条件付き国債売買）⁶⁴⁾ 1933年11月11日、イリノイ東部地区連邦地方裁判所

原告は、シャンペン第1国法銀行（First National Bank of Champaign, FNBC）との間で、1931年12月21日に、原告が銀行から市場価格8,500ドル相当の国債5口を、額面価格の1口10,000ドルで購入し、また、FNBCは原告の請求に基づき、原告から額面価格で買い戻し（repurchase）、利息も支払うことを約した。その後、原告の請求にしたがい、3口の国債を1口当たり10,000ドルで買い戻しているが、しかし、FNBCは1932年1月18日に営業を停止し、資産は連邦政府に差し押さえられ、スミス（Shell R. Smith, 被告）が清算人に任命された。

銀行閉鎖時、原告は国債をまだ2口所有しており、その買戻しを請求したところ拒絶されたため、1口を市場で当時の市場価格（8,431.25

ドル)で売却した。清算人が指名されたことから、原告はその損失の支払いと、残り1口を10,000ドルで買い戻すよう請求するが、拒絶された。このため、市場で9,618.75ドルで処分。2口の国債の損失額(20,000ドルと市場での売却額の差と利息)およそ2,500ドルを求めて訴えを提起。

これに対して、被告は、マクファーディン法によって、買戻条件付の国債売買は禁止されており、それゆえに原告には買い戻しを請求する権利がないと主張している。

イリノイ東部地区連邦地方裁判所は、マクファーディン法の規定に基づき、国法銀行による買戻条件付の国債売買は法律の認めるところではなく(*ultra vires*)、エストッペルの適用によって有効になるものでもない。契約が無効である以上、国法銀行は額面金額で買い戻しに応じる義務はない。しかし、これでは違法な契約によって銀行は利益を享受することとなり、これは法律が認めるところではないとし、原告は契約に基づく権利としてではなく、契約の引受訴訟(*assumpsit*)⁶⁵⁾や契約解除による現状回復(*rescission*)⁶⁶⁾に基づき、被告が原告から受領したものの返還を要求できる、との結論を導いた。

本件判例は、買戻条件付きという違法・無効な契約に基づき売買された国債の現状回復の法的な根拠に言及するものである。この点で、エストッペルの適用を否定するこれまでの判例を、一歩進めるものである。

8. 銀行と証券関連会社の関係

国法銀行の証券業務が認められないことは、確立された判例法であり、このため、関連会社を利用した証券業務が普及していった。グラス

・スティーガル法は、この点を規制するものであったが、グラス・スティーガル法制定前夜の銀行と証券関連会社の様子を伝える、興味深い事例がある。

【判例19】ブラウニ事件(銀行の証券関連会社に関する事例)⁶⁷⁾ 1940年3月28日、マサチューセッツ州高等裁判所

本件は、ボストン郊外の小さな町を舞台とする、銀行の証券関連会社に関する事件である。マネーセンターを舞台に、大手銀行が展開する本格的な投資銀行業務とは性格が異なるが、それゆえにかえって、当時の平均的な市民レベルでの動きを伝える興味深い事例である。ブロックトン銀行(Brockton National Bank, 被告)の証券関連会社、ブロックトン会社(Brockton National Co.)は、その株式の約半数を銀行株式の受託者が所有し、また、その経営者のオバーク(Oberg)は、銀行の部長(Manager)でもあった。

1931年11月、投資経験のない原告のブラウニ(Harry C. Browne)は、8,000ドルの資金の運用について、古くからの知人でブロックトン銀行頭取のヒルブラウン(Fillebrown)にアドバイスを求めた。これに対して頭取は、オバークを投資部長(Manager of Investment Department)で、大変信頼できる人物であると紹介した。オバークは銀行のメインロビーにオフィスを構え、ドア左手の窓の上に「ブロックトン会社」の電光掲示、反対側の窓上には「投資証券」の文字を含む電光掲示があったが、原告はこれらに気付いていない。

この訪問時に原告は、オバークのアドバイスにしたがい、株や債券の取引を注文し、1931年12月1日に再度、銀行にオバークを訪問してい

る。このとき、オバークは原告に証券価格は7,864.58ドルである旨告げ、2枚の請求書を提示したが、1枚のレターヘッドはブロックトン銀行、もう1枚のレターヘッドはブロックトン会社となっていた。このため原告がブロックトン会社とは何かと質したところ、オバークは、「株式や証券取り扱いのための装置 (device) であり、ブロックトン会社の領収書は、ブロックトン銀行の領収書とまったく同じ効力を持つ」と答えた。原告は確認のために銀行頭取を訪問、ブロックトン会社というのが理解できないと述べると、頭取は、「あなたは銀行と取引しているのであり、ブロックトン会社の領収書は銀行が発行した領収書と全く同じ価値を持つものである」と対応した。そこで原告は、オバークに小切手を渡し代金を支払った。また、オバークの薦めにしたが、原告は投資した証券はすべて、ブロックトン会社がブロックトン銀行から借りている貸金庫に保管することとした。オバークは、1932年1月15日ころから原告の株を勝手に処分し始めているが、原告はそのことを知るよしもなかった。

1年後の1932年12月31日、ブロックトン会社は清算、業務を停止した。同日、オバークは会社とのすべての関係を絶ち、自己名のオフィスを銀行から数軒先に開いているが、これは、銀行の取締役会の投票による進言に基づき行われたものである。1937年始め、オバークは倒産、これによって原告は自己の株が勝手に処分されたことを知る。

原告は、損害賠償を求めて、ブロックトン銀行その他の関係者を訴えるが、1審でも控訴審でも、原告敗訴に終わっている。裁判所が、銀行の責任を否定した理由は次のようなものである。銀行はブロックトン会社が見かけ上の存在

であるか、違法目的達成のための道具として使っていた場合には責任がある。本件では、ブロックトン会社の設立経緯等から銀行とブロックトン会社は別主体であり、ブロックトン会社の領収書は銀行の領収書と同じ価値を持つ等の頭取の発言は、頭取の印象を述べたにすぎない。また、ブロックトン会社の電光掲示、ブロックトン会社の領収書などから、両者が別物であることは分かるし、原告はそれを知るべきであった。

裁判所の判断は、原告にかなり厳しいものである。本件において原告は、ブロックトン会社がブロックトン銀行の一部門であるか、少なくとも、両者は緊密な関係にあり、それゆえ、ブロックトン会社はブロックトン銀行と同等の信用があると信頼し取引したのであろう。このような誤認の防止も、次なる課題であらう。グラス・スティーガル法へと繋がる動きである。

Ⅲ. 結 語

多くの判例理論によって明らかになったように、国法銀行法は、国法銀行の証券取引を原則的に認めていない。その根拠は、授權法という国法銀行法の性質に由来するものであった。日本の銀行法12条は、「銀行は、……他の業務を営むことはできない」と、また、独占禁止法11条は、銀行など金融会社は、企業の発行済み株式総数の5%を超えて「その株式を取得し、又は所有してはなら (ない)」と述べている。これらは文字通りの禁止規定である。日本の銀行法は、「銀行は……株式会社でなければならない」(銀行法5条1項)と述べ、その設立や権利能力は商法の一般規定に委ねている。銀行は、銀行である以前に法人である⁽⁸⁾。それゆ

え、銀行法に記載されていない業務であっても、商法上の法人として扱うことは可能である。株式投資も自由である。したがって、これらの取引や業務を規制するには、その旨の特別な立法措置が必要であり、銀行法12条や独占禁止法11条は、その要請に応えるものである。

しかし、米国の国法銀行は、設立行為も国法銀行法によって規定され^{69) 70)}、通貨監督官からの開業許可が受けられなければ、法的には存在すら認知されないものである。その権能も国法銀行法によって始めて付与されるものであって、国法銀行法が付与していない権能は、いかなる意味においても行使する能力がない。証券取引に関する権能は付与されてなく、できないのであり、できないことが禁止されるということはない。この点で、日本の銀行法とは基本的な構造が異なる。

このため、20世紀に入ると、銀行は関連会社を利用し証券業務への進出を試みるようになった。その後の議論は、関連会社の証券業務をどこまで許容するのか、あるいは制限するのかという問題に集約されていくこととなった。グラス・スティーガル法も、グラム・リーチ・ブライリー法も、この問題に対する米国議会の回答である。

注

- 1) "An Act to provide a national Currency, secured by a Pledge of United States Stocks, and to provide for the Circulation and Redemption thereof", February 25, 1863, 12 Stat. pp. 665-682.
- 2) "An Act to provide a national Currency, secured by a Pledge of United States Bonds, and to provide for the Circulation and Redemption thereof", June 3, 1864, 13 Stat. pp. 99-118.
- 3) "An Act fixing the amount of United States notes, providing for a redistribution of the national-bank currency, and for other purposes", June 20, 1874, 18 Stat. Part 3, pp. 123-125.
- 4) An Act to authorize the business of Banking.
- 5) 1816年に連邦議会の免許を得て設立された第2合衆国

銀行は、1823年から1836年にかけて頭取を務めたニコラス・ビッドル(Nicholas Biddle)のもとで、中央銀行としての性格を強めていったが、ジャクソン大統領はこれを、企業独占の象徴として嫌い、1832年に再選を果たすと、連邦政府の資金を第2合衆国銀行から州法銀行に預け替えていった。このような大統領の強い抵抗に会い、第2合衆国銀行は弱体化され、20年の免許期限が到来して1836年、その免許は更新されることなく消滅した。Cleveland and Huertas [1985], pp. 12-13.

- 6) 独立以来、米国では通貨発行権限をめぐる連邦と州の対立が続いていたが、1863年国法銀行法の制定以前において連邦政府が通貨発行に乗り出したのは、フェデラリストで初代財務長官のハミルトンの尽力により設立された合衆国銀行(The Bank of the United States; 1791~1811年)と第2合衆国銀行(The Second Bank of the United States; 1816~1836年)の両時期である。両銀行はいずれも免許更新が拒絶され、20年で消滅するという良く似た運命をたどっている。
- 7) 1863年国法銀行法、1864年国法銀行法いずれも、国法銀行が窓口となって発行する通貨を、「流通証券(circulating notes)」と呼んでいるが、本稿では「通貨」と表記する。
- 8) 当時は金融委員会(Committee on Finance)、その後、銀行通貨委員会(Committee on Banking and Currency)と名が変っていく。
- 9) The Congressional Globe 1864. 4. 26, p. 1865
- 10) 1863年国法銀行法は、通貨発行の担保として、財務省が発行する登録米国政府証券と非登録式の利付付き国債のすべてを認めていたが(1863年国法銀行法4条、15条、16条)、1864年国法銀行法はこれを登録米国政府証券と改め、利付付き国債を除いた(1864年国法銀行法4条、19条、21条)。
- 11) 1863年国法銀行法は、国法銀行の株主に出資額の5分の3を限度に追加的な責任を課していたが(1863年国法銀行法35条)、1864年国法銀行法はこれを出資額と同額にまで引き上げた(1864年国法銀行法12条)。なお、1933年銀行法によって、同法制定以降に発行された株式については追加的責任に関する規定(R. S. 5151, 12 U. S. C. 12)は適用しないとされた(1933年銀行法22条)。
- 12) The Congressional Globe, supra, 1864. 4. 26, pp. 1865-1866
- 13) Tippetts [1929] pp. 6-7.
- 14) An Act to amend an Act entitled "An Act to provide Internal Revenue to support the Government, to pay Interest on the Public Debt, and for other Purposes," approved June thirtieth, eighteen hundred and sixty-four.
- 15) 通貨発行権限をめぐる連邦政府の州に対する攻勢は年を追って激しさを増しているが、これは南北戦争の戦況と符合している。グラント将軍の率いる連邦軍は1863年11月には南北を結ぶ鉄道の要路であったテネシー州チャタヌーガを奪い、連邦軍の優勢を決定的なものとした。

1864年国法銀行法の起案はちょうどこのころであったと思われる。1865年4月9日、ついに南部同盟軍は降伏、まる4年にわたる戦争が終ったが、1865年税法は、この直後に制定されている。単なる偶然の一致とは思われない。南部は農業や1次产品中心の経済構造のため、北部から工業製品を購入する必要があった。通貨管理が連邦政府に一本化されると、その管理政策次第では、経済構造上の格差から、通貨が北部に流出し、経済がデフレ化するリスクを抱えていた。南部の視点でみると、国法銀行のアイデアに抵抗するのは、当然である。

- 16) 当時のチェイス財務長官は、1863年国法銀行法制定の直後に、州法銀行の通貨発行を認める条項の削除を議会に訴えている。Tippetts [1929], p. 7
- 17) 1863年国法銀行法は、1838年に制定されたニューヨーク州銀行法(前掲注4)の強い影響を受けており、国法銀行の権能に関する規定についても例外ではない。国法銀行の権能についての基本的な枠組みは、1838年ニューヨーク州銀行法にある。
- 18) 個々の法律を関連事項別に再編し体系化するとともに、その後の変更を追加・修正していくもので、現在は50編(Title)から成る United States Code (U.S. C.) の体系が使われている。
- 19) 法律のコード化は、法律の再編・体系化であり、その関係が必要やむをえない変更が施されることがある。たとえば、個別法律の中に、「この法律」という表現があっても、「この法律」が何を指すか明確である。しかし、再編すると「この法律」では分からない。このため、「この法律」を具体的な法律名に書き改めるような表記上の変更が加えられることはある。しかし、法律のコード化は、立法行為ではないため、法律の内容に修正を加えるようなことはない。ところが、Revised Statutes 編纂の段階では、やや内容に触れるような修正を施したのではないと思われる面もある。たとえば、1864年国法銀行法は「社章(corporate seal)を採用することができる」と述べているのに対し、Revised Statutes は「社章を採用し、使用することができる」と書き改めている(R. S. 5136 First)。これによって法律の趣旨が変わるわけではないが、やや踏み込んだ印象を受ける。銀行の業務範囲について、後掲注25参照。
- 20) 1878年の Revised Statutes と、United States Statutes At Large の20巻から43巻をまとめて再編成したもの
- 21) Act June 11, 1940
- 22) P. L. 90-448
- 23) P. L. 100-86
- 24) P. L. 102-485
- 25) 国法銀行法が「付随的な権限を行使することができる」と言っている個所を、Revised Statutes は「取締役会または正当に権限を付与されたオフィサーもしくはエージェントによって、法律にしたがい、すべての付随的な権限を行使することができる」と書き改めている(R. S. 5136 Seventh)。
- 26) 1864年国法銀行法は、銀行業務実施に必要な付随

的な権限の行使を認めるものであり、その「権限」が銀行業務に付随しているわけではない。この点、日本の銀行法は銀行業務への付随性を問題にしている。これは、1863年国法銀行法に近い。なお、明治5年11月の国立銀行条例が米国の国法銀行法をモデルにしていることは周知のとおりであるが、国立銀行条例には付随業務という用語も概念もない。

- 27) 1863年銀行法にも、業務範囲に関する同様の規定があるが、1863年銀行法は、「銀行業務を実施する権限(power to carry on the business of banking)」と述べ、「付随的な」の語がない。さらに、1863年銀行法は、権限行使の具体的な手段を5項目列記し(その内容は、細部に若干の変更はあるものの、1864年銀行法と同内容である)、そのうえで、「これらの業務の実施に必要な付随的な権限(such incidental powers as shall be necessary to carry on such business)」の行使ができると規定している(1863年銀行法11条)。1863年銀行法においては、「付随的な」が何に付随するものであるか明確である。しかし、列記されている5項目はいずれも銀行業務を実施するための手段として示されているものであって、銀行業務が何であるかは、1863年銀行法においても、やはり不明である。想像の域をでないが、当時の立法者は割引と預金を銀行業務と考えていたのではあるまいか。国法銀行を設立する場合、一定の要件にしたがい、組織証書(organization certificate)を作成し、その内容について裁判所の確認を受けたうえで通貨監督官に提出しなければならないが、「割引と預金が行われる場所(The place where its operation of discount and deposits are to be carried on)」は、その記載項目のひとつであった(1863年国法銀行法4条、1864年国法銀行法6条)。19世紀後半から、信託会社を中心に、長期金融や証券投資など金融業務の多様化が進むが、国法銀行法の立法は、金融業務拡大前夜ともいべき時期に当たっている。立法者が、銀行業務として割引と預金をイメージすることは、十分に考えられることであろう。
- 28) 国立銀行条例も国立銀行の存続期間を20年としていた。
- 29) "An Act To enable national-banking associations to extend their corporate existence, and for other purposes", July 12, 1882, 22 Stat. pp. 162-166.
- 30) "An Act To provide for the extension of the charters of national banks", April 12, 1902, 32 Stat. p. 102.
- 31) "An Act To amend section 5136, Revised Statutes of the United States, relating to corporate powers of associations, so as to provide succession thereof for a period ninety-nine years or until dissolved, and to apply said association as so amended to all national banking associations", July 1, 1922, 42 Stat. Part 1, p. 767.
- 32) "An Act To further amend the national bank-

- ing laws and the Federal Reserve Act, and for other purposes", February 25, 1927, 44 Stat. Part 2, pp. 1224-1234.
- 33) United States v. Morgan et al., USDC-S.D. New York, Oct. 14, 1953, 118 F. Supp. 621 @636-637.
- 34) Perkins [1971] pp. 487-489.
- 35) Perkins は、1900年頃には、業務範囲の広狭に関する信託会社と州法銀行の格差は、ほとんど消滅したと述べているが (Ibd., p. 489), 本文に述べたように、銀行に信託業務が認められるのは、もっと後である。
- 36) First National Bank of Chicago v. National Exchange of Baltimore, October, 1875 Term, 92 U.S. 122.
- 37) この預託は、通貨発行の担保とするためであろう。
- 38) Union National Bank, et al. v. Mcboyle, et al., March 6, 1917, 243 U.S. 26
- 39) 会計責任者 (cashier) は、頭取、副頭取と並び位置付けられる経営幹部である (12 U.S.C. 24 Fifth).
- 40) Van Leuven v. First National Bank of Kingston, New York Court of Appeal (54 N.Y. 671), 1874.
- 41) 7-30 notes や 5-20 bonds がどのようなものかは不詳である。
- 42) Yerkes v. National Bank of Port Jervis, New York Court of Appeal (69 N.Y. 382), 1877.
- 43) First National Bank of Kiowa v. Mee, Supreme Court of Oklahoma (259 P. 523), Sept. 13, 1927.
- 44) Mercantile National Bank v. New York, 121 U.S. 138.
- 45) Junction City v. Central National Bank of Junction City, Supreme Court of Kansas (153 P. 28), Oct. 9, 1915.
- 46) 判例は、条文 (R.S. 5136 Seventh) を引用した後、"incidental power of banking" と述べているが (153 P. 28@30), この表現は性格ではない。
- 47) 市債券の発行額は、市にある課税対象資産価値の合計の1.5%を超えることはできないとされていた。
- 48) Logan County National Bank v. Townsend, March 2, 1891, 139 U.S. 67.
- 49) Enabling Act or Enabling Statute; Term applied to any statute enabling persons or corporations, or agencies to do what before they could not. (Black's Law Dictionary p. 526).
- 50) Susan Weckler v. The First National Bank of Hagerstown (42 Maryland Reports 581), April Term, 1875.
- 51) First National Bank of Allentown v. Hoch (89 Penn. St. 324), March 5, 1879.
- 52) Farmers' and Merchants' National Bank v. Smith, Circuit Court of Appeals, Eighth Circuit (77 F. 129), Nov. 16, 1896.
- 53) First National Bank of Grand Forks v. Anderson (172 U.S. 573), Jan. 23, 1899.
- 54) Hotchkin v. Third National Bank of Syracuse N.Y., Supreme Judicial Court of Massachusetts (106 N.E. 974), Nov. 24, 1914.
- 55) National Bank v. Case, Oct. Term, 1878, 99 U.S. 628.
- 56) 1933年銀行法による改正まで、国法銀行法は株主に、出資と同額の追加責任を課していた。前掲注11参照。
- 57) ただし、判例は、この局面では "estoppel" の語は用いていない。
- 58) McCormick v. Market national Bank of Chicago, March 1, 1897, 165 U.S. 538.
- 59) この規定は、1933年銀行法による改正まで続く。
- 60) California Bank v. Kennedy, May 24, 1897, 167 U.S. 362.
- 61) Chemical National Bank of New York v. Havermale et al., April 9, 1898, 52 P. 1071.
- 62) Concord First national Bank v. Hawkins, May 15, 1899年, 174 U.S. 364.
- 63) Awotin v. Atlas Exchange National Bank of Chicago, April 29, 1935, 295 U.S. 209.
- 64) Coon v. Smith, District Court, E.D. Illinois, Nov. 11, 1933, 4F. Supp. 960.
- 65) 違反行為に対し損害賠償を請求するコモンロー上の権利。田中英夫編集代表『英米法辞典』1991年、東京大学出版会。
- 66) Steven H. Gifis, *Law Dictionary*, 1984, Barron's Education Series, Inc. なお、権限踰越の契約は無効であり、取消の余地はないため、引受訴訟によることになろう。
- 67) Brown et al v. Brockton National Bank, Supreme Judicial Court of Massachusetts, Plymouth, Mar. 28, 1940, 28 N.E. 2nd 360.
- 68) 銀行の営業免許申請には、定款、会社登記簿の謄本、創立総会の議事録等の添付が必要である (銀行法施行規則1条の3①)。
- 69) 連邦法は会社法を欠いているため、設立行為を始めとする企業法制も、国法銀行法において定める必要があった。国法銀行は、国法銀行法によって特に認められる法人である。一方、州はそれぞれ会社法を持っているが、それにもかかわらず、ニューヨーク州などは、銀行の設立法制についても、会社法によらず銀行法によって規定している。
- 70) 国法銀行の設立は、組織証書 (organization certificate) を通貨監督官に提出することで法人となるが (1864年法銀行法6条)、通貨監督官から業務開始の許可を受けるまでは、組織に付随することと必要な準備を除き、いかなる業務も許されず (1864年法銀行法8条)、また、通貨監督官から業務開始の許可が受けられないときには、その存在すら否定される、いわば解除条件付きの特殊な法人である (前掲【判例14】参照)。この点、営業免許が受けられなかったとしても、商法上の法人としては成立している日本の銀行法制とは異なる。

参 考 文 献

- Ang, James S. and Richardson, Terry [1994].
“The underwriting experience of commercial bank affiliates prior to the Glass-Steagall Act: A reexamination of evidence for passage of the act,” *Journal of Banking & Finance*, 18 pp.351-395
- Board of the Governor of the Federal Reserve System [1924 to 1927], *Annual Report*.
- Cleveland, Harold van B.. and Huertas, Thomas F. [1985], *Citibank 1812-1970*. Cambridge, Massachusetts and London England: Harvard University Press.
- Comptroller of the Currency [1918 to 1927], *Annual Report of the Comptroller of the Currency*.
- Department of treasury [1991], *Modernizing the Financial System*.
- GAO [1995], *Banks' Securities Activities*, Sept. 1995 (GAO/GGD-95-214).
- Government Printing Office [1894], *The National-Bank Act*.
- Goldschmidt, R.W. [1933], *The Changing Structure of American Banking*, London: George Routledge Sons, Ltd.
- Kroszner, Randall S. and Rajan, Raghuram G. [1994], “Is the Glass-Steagall Act Justifies? : A Study of the U.S. Experience with Universal Banking before 1933,” *The American Economic Review*, Vol. 84, No. 4, pp. 810-832 : September.
- Peach, W. Nelson [1941]. The Security Affiliates of National Banks, *The Johns Hopkins University Studies In Historical And Political Science*, Series LVIII, Baltimore; The Johns Hopkins Press.
- Perkins, Edwin J. [1971]. “The Divorce of Commercial And Investment Banking : A History,” *The Banking Law Journal*, Vol. 88, No. 6, pp. 483-528 : June.
- Tippetts, Charles S. [1929]. *State Banks and the Federal Reserve System*, New York: D. Van Nostrand Company, Inc.
- Wilson, John Donald [1986]. *The Chase 1945-1985*. Boston, Massachusetts: Harvard Business School Press.
- 川口恭弘 [1989], 『米国金融規制法の研究』東洋経済新報社。
- 坂本正 [1997], 『金融革新の源流』文真堂。
- 高木仁 [1986], 『アメリカの金融制度』東洋経済新報社。
- 高月昭年 [1989], 『米銀』日本経済新聞社。
- 日本興業銀行特別調査室 [1958], 『米国銀行史論』(社内資料)。

(明海大学経済学部教授)